

ご存知ですか？

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

大きな節税と
ゆとりのために。

資料請求は
こちらから



掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
(1年以内の前納掛金も同様です)

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円

- ※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
- ※2 税額は、平成28年4月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。
住民税均等割については、5,000円としています。
- ※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。

所得税の確定申告書(B様式の例)

得から差	社会保険料控除	⑬					
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			360000		
	生命保険料控除	⑮					
	地震保険料控除	⑯					

掛金金額 36万円
(3万円×12カ月)
課税所得金額
400万円であれば
109,500円
の節税!

翌年分の掛金を前納したい方は手続きが必要です。

今年1年間に払い込んだ掛金は、全額が所得控除になります。
売上が急激に増えたり、扶養控除の変更等により課税所得が増えた方、節税をお考えの方など

手続締切日

11/10(金)

お申込・お問い合わせは事務局

☎ 381-3101 まご!



令和5年9月から
一部オンライン手続きスタート!

お問い合わせは共済相談室

☎ 050-5541-7171

(営業時間：平日午前9時～午後5時)

中小機構 HP (共済制度)

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>